明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○とん税法附則第七項及び特別とん税法附則第三項に規定する国土交通大臣が財務大臣に提供する情報を定める省令（**財務**五三）　一
○大学院設置基準の一部を改正する省令（**文部科学**二四）　二
○農林水産省組織規則の一部を改正する省令（**農林水産**四五）　三
○地籍調査作業規程準則の一部を改正する省令（**国土交通**六二）　六
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（**防衛**五）　六

〔告　示〕

○個人情報の保護に関する法律第五十条第一項の規定に基づき、認定個人情報保護団体から認定業務の廃止の届出があった件（**個人情報保護委**八）　七
○日本国に帰化を許可する件（**法務**一〇一）　七
○国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令別表一の項及び二の項の規定に基づき物資を告示する件の一部を改正する告示（**外務・財務・国土交通**二）　八
○製造たばこに係る広告を行う際の指針の全部を改正する件の一部を改正する件（**財務**一五八）　八
○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件（**国土交通**七〇三）　八

〔人事異動〕

内閣　法務省　九

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

貸金業法第二十四条の四十一の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　一〇
国家試験

令和二年度衆議院事務局職員採用試験の日程変更公告（衆議院事務局）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁
職員の免職処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
会社その他　一七

省令

○財務省令第五十三号

とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）附則第七項及び特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）附則第三項の規定に基づき、とん税法附則第七項及び特別とん税法附則第三項に規定する国土交通大臣が財務大臣に提供する情報を定める省令を次のように定める。

令和二年六月三十日　財務大臣　麻生　太郎

とん税法附則第七項及び特別とん税法附則第三項に規定する国土交通大臣が財務大臣に提供する情報を定める省令

とん税法附則第七項及び特別とん税法附則第三項に規定する財務省令で定める情報は、港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）別表第一の一の項又は二の項に掲げる地域内にある港を寄港地とする航路に就航する外貿コンテナ貨物定期船（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の十二第一項第二号ニ（港湾運営会社の指定）に規定する外貿コンテナ貨物定期船をいう。）の種類、信号符字及び純トン数並びに当該航路の寄港地の港名とする。

附　則

この省令は、令和二年十月一日から施行する。

○文部科学省令第二十四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条及び第百四十二条の規定に基づき、大学院設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月三十日　文部科学大臣　萩生田光一

大学院設置基準の一部を改正する省令

大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（大学設置基準の準用）	（大学設置基準の準用）
第十五条　大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第二項及び第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあ	**第十五条**　大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第二項及び第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあの